

(結果公表様式)

第5次東御市行政改革大綱（素案）に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

| | |
|---------|---|
| 件名 | 第5次東御市行政改革大綱（素案） |
| 意見の募集期間 | 令和5年12月15日（金）～令和6年1月15日（月） |
| 意見の受付方法 | 電子メール、FAX、郵送、担当窓口へ直接、ながの電子サービスによる提出 |
| 意見の周知場所 | 市報とうみ、市ホームページ、市役所本館1階、北御牧公民館1階、総合福祉センター、中央公民館2階、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター |
| 結果の公表場所 | 市ホームページ |
| 提出状況 | (1) 提出者数 3人 (2) 提出意見数 10件 |
| 実施機関 | 東御市 企画振興部企画振興課企画政策係 電話：0268-64-5806 ファックス：0268-63-5431 電子メール：kikaku@city.tomi.nagano.jp |

2 ご意見の提出状況と対応区分

| 区分 | 内容 | 提出者数 | 意見数 |
|----|---|------|-----|
| A | ご意見の趣旨が既に反映されているもの。 | 1 | 1 |
| B | ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。 | 1 | 2 |
| C | ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。 | 1 | 2 |
| D | ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など | 0 | 0 |
| E | その他のご意見（質問、感想等）。 | 3 | 5 |
| 計 | | 6 | 10 |

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（3人）と一致しません。

3 ご意見の内容と市の考え方について

| 番号 | 意見の内容・要旨 | 市の考え方 | 反映区分 |
|----|--|---|------|
| 1. | 自宅前道路の雑草対策及び舗装と自治会の負担軽減を希望。 | いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。 | E |
| 2. | 小学校の長寿命化基本計画の見直しと法定点検実施時の PTA による立会と結果・修繕の通知を求める。 | いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。 | E |
| 3. | 行政改革推進計画の策定主体を記載することを提案。 | 行政改革推進本部が行政改革推進計画の策定主体であることがわかるように「V3 進行管理」の記載を修正します。 | B |
| 4. | 行政改革推進計画について、行政改革推進本部と行政改革推進委員会の事務分掌を明確に記載することを提案。 | 行政改革推進計画の事務分掌が明確になるように「V3 進行管理」の記載を修正します。 | B |
| 5. | 行政改革審議会に意見表明権がないが、市民の意見・要望を反映する権能が必要。 | いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。 | E |
| 6. | 行政組織検討委員会と行政改革審議会及び行政改革推進本部について、役割が重複していないか。 | いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。 | E |
| 7. | 第4次行政改革大綱の基本方針における各重点項目の成果と課題を記載することを提案。 | ご意見として承ります。 | C |
| 8. | 「1 業務の質及び量の適正化」及び「2 デジタルフォーメーション (DX) の推進」に関して下記の重点項目に内容の重複がある。 「1(1) 事務事業の見直し」⇔「2(1) 業務の DX の推進」 「1(2) 業務プロセスの見直しと合理化」⇔「2(3) ア データやエビデンスに基づく意思決定」 | 目的については重複がありますが、取組の内容が異なります。詳細は下記のとおりです。 ・「1(1) 事務事業の見直し」⇔「2(1) 業務の DX の推進」 「1(1) 事務事業の見直し」においては、DX に限らず、行政評価によるコスト削減について記載しております。一方、「2(1) 業務の DX の推進」においては、DX によるコスト削減について記載しております。 ・「1(2) 業務プロセスの見直しと合理化」⇔「2(3) ア データやエビデンスに基づく意思決定」 「1(2) 業務プロセスの見直しと合理化」においては、業務の最適化について記載しておりま | A |

| | | | |
|-----|---|--|---|
| | | す。一方、「2(3)ア データやエビデンスに基づく意思決定」においては、政策立案等の場面を想定して記載しております。 | |
| 9. | 第4次行政改革大綱と第5次行政改革大綱の関連について記載することを提案。 | ご意見として承ります。 | C |
| 10. | 行政改革審議会に行政改革大綱及び行政改革推進計画の策定権能を与えることを提案。 | 行政改革審議会への策定機能の付与については、現時点では考えておりません。行政改革大綱及び行政改革推進計画は、市が責任を持って策定いたします。 | E |